

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、香川県地域防災計画に基づき、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、香川県（以下「甲」という。）が一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「乙」という。）に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、住宅の建設に関して乙に協力を要請しようとするときは、建築場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、書面により乙に連絡するものとする。  
2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員で甲の示す所定の要件を満たす建設業者（以下「建設業者」という。）の斡旋を行うほか、可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙の斡旋を受けた建設業者は、甲（甲が住宅建設業務を市町の長に委任した場合は、当該市町の長。以下、次条に同じ。）に協力の申込みを行い、甲の判断するところに従い住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 建設業者が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。  
2 甲は、建設業者の住宅建設完了後に検査をし、適正に実施されていることを確認したときは、建設業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の実施に関する業務の窓口は、甲においては香川県土木部住宅課、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会担当部とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について協力できる生産能力及び建設能力等の状況について、1年に1回、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対して、随時報告を求められることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を1年に1回、甲に提供するものとし、担当者又は会員に異動があったときは、その都度甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)


第11条 この協定は、平成25年7月16日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成25年7月16日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県知事

洪田 恵造 

乙 東京都中央区八丁堀三丁目4番地10

京橋北見ビル東館6階  
一般社団法人全国木造建設事業協会

代表者 理事長

青木 宏之 